

# 何のための制度か？

野沢和弘（毎日新聞論説委員）

# ターゲットは誰か

- 児童            家族
- 高齢者        家族        福祉職員
- 障害者        家族        福祉職員        使用者

◎高齢者の法律と似ている(下敷きに設計?)

◎市町村虐待防止センター 相談・調査 ⇒ 家庭

◎調査によっては家族による虐待が多い

◎市町村向けの研修

家庭内虐待 ⇒ ケース会議・調査 ⇒ 親子分離  
⇒ 成年後見?

# 障害者虐待の防止、障害者の養護者 に対する支援等に関する法律

2条 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者

3条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(養護者の支援)

14条 市町村は、32条2項2号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

<32条2項2号>市町村虐待防止センター 障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。

# 施設・職場の虐待は？

- 都道府県の監督権限と責務
- 労働局の監督権限と責務
- 市町村と都道府県の連携の体制構築
- 都道府県や労働局の研修は？

# 障害者虐待防止法

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の**予防及び早期発見**その他の障害者虐待の**防止**、障害者虐待を受けた障害者の**迅速かつ適切な保護及び自立の支援**並びに**適切な養護者に対する支援**を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他**必要な体制の整備に努めなければならない。**

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る**通報義務**、人権侵犯事件に係る**救済制度**等について**必要な広報その他の啓発活動**を行うものとする。

# サン・グループ事件(判決)

2003年3月24日

# 就職あっせんした国と県に賠償命令 大津地裁 (2003.3.24)

滋賀県五個荘町の肩パッド製造会社「サン・グループ」(既に倒産)で就業した知的障害を持つ元従業員や在職中に死亡した男性1人の遺族計18人が、「職場で虐待を受け、賃金未払いのまま劣悪な条件で働かされた」などとして、同社の元社長(56)や就職あっせんなどをした国、県に慰謝料など計約5億3600万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が24日、大津地裁であった。

神吉正則裁判長は原告側の訴えを認め、国や県などに計約2億6000万円の支払いを認めた。判決は、労働基準監督署が必要な調査をしていれば、同社への是正勧告が出来たのに措置を怠った、などとして国などの違法性を認定した。原告弁護団によると、障害者の雇用を巡り国の責任を認めた判決は初めてで、雇用政策や障害者施策に大きな影響を与えそうだ。

原告らは82～96年に同社の寮で暮らしながら勤務。原告側は、元社長は従業員に日常的に殴るけるの暴力を加え、治療を拒まれた男性が死亡した▽賃金未払いで長時間労働などを強要した▽従業員の障害基礎年金計約8100万円を横領した――などと主張。

また、当時の公共職業安定所や県の障害者施設などがこうした実態を知りながら原告らを同社に紹介した、

家族が県の福祉事務所などに被害を伝えていたのに、労働基準監督署や県は改善などの措置をしなかった――ことなどから、労働基準法や障害者基本法などが定めた義務に違反していると訴えていた。

# サン・グループ訴訟弁護団声明

今日の判決は、知的障害のある原告たちの証言に基づき、被告による数々の虐待の事実を明確に認定し断罪したばかりでなく、被告国については、知的障害者施設につき、入社にあたっての事前調査義務と入社後のアフターフォロー義務をいずれも法的義務として認め、一部原告に対する義務違反と賠償責任を認めました。また、福祉事務所と障害福祉課の賠償責任は否定したものの、それぞれの機関が、個々の障害者との関係で、その不作為が違法となり賠償責任を負う場合があることを示しました。

さらに、被告国については、従業員らの救済を求める手紙を無視して権限を行使しなかった労働基準監督署の責任を断罪し原告らへの賠償責任を認め、職業安定所の障害者雇用に関する法的義務違反と賠償責任を一部原告について認めました。

# 水戸アカス事件

- ・警察、労働基準監督署、ハローワーク、福祉事務所は被害者から相談受けながら無視
- ・ハローワークは保護者たちに社長の助命嘆願署名を集めるように要請
- ・養護学校
- ・市

# カリタスの家事件

- 県に何度も相談、通報
- 市にも何度も相談、通報
- 法務局にも相談、通報

# 高齢者虐待と障害者虐待の違い

## ◎当事者団体

（育成会権利擁護委員会、ピープルファースト、精神障害当事者団体、自立生活運動）

## ◎アグレッシブな弁護士

## ◎マスコミの調査報道